

⑩ 環 境 省

法人名	独立行政法人国立環境研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大塚 柳太郎)
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。2 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供を行うこと。3 2の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:高月 紘)
ホームページ	法人: http://www.nies.go.jp/ 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2.(7)物品一括購入における業務費削減努力」及び「3. 財務内容の改善に関する事項」の※で記載した部分は、2.(3)で評価していることを示す。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進				A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	A	
(3)財務の効率化	A	A	A	B	A	B	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化				A	A	A	
(6)業務における環境配慮	B	A	B	A	B	A	
(7)物品一括購入における業務費削減努力		A	※				
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 環境研究については、重点研究プログラム、先導的・基盤的研究、知的研究基盤整備のいずれについても、適切な体制のもと、中期計画目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められている。また、研究成果の評価・反映もおおむね適切になされている。 環境情報の収集・整理・提供については、一部に年度目標を達成することができなかった項目があるものの、総じて精力的な取組がなされ、目に見える成果を上げているといえる。引き続き、環境情報のユーザーや利用方法の把握に努め、正確かつ適切な環境情報をできるだけ広い範囲で利用できるように工夫することが望まれる。 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進については、研究成果の発信、産学官の交流、社会貢献など、全般的に適切に取り組まれている。また、我が国の環境施策への寄与についても、専門家を多数参画させるなど、大きく貢献している。 業務運営については、コンプライアンスの徹底、重点課題への研究者の重点配置等、人的資源の効率的活用を図っているほか、コスト削減についても成果を上げてきており、全体的に業務運営の改善が図られている。効率を追求する一方で、高い研究水準を維持するため、研究データ等の信頼性・継続性の確保や、非常勤職員の処遇等の課題もあり、これらについて検討すべき時期にきている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
環境研究に関する業	1(1)	重点研究プログラム、知的研究基盤の整備	内外の研究機関との連携も図りつつ、着実

務		及び基盤的な調査・研究活動については、全体として、外部研究評価委員会の高い評価を得た。 <ul style="list-style-type: none"> 競争的な環境の下での基盤的研究の推進を図るため、所内公募による「特別研究」及び「奨励研究」を実施。 外部研究評価委員会の評価を受けた重点研究プログラム等(年度評価)及び特別研究(事後評価)は、全体として高い評価を得た。奨励研究については、所内に設置した研究評価委員会で評価を実施。 	な研究の推進が図られており、適切な成果を上げている。 <ul style="list-style-type: none"> 4つの重点研究プログラムについては、総じて着実に進捗。 8分野の基盤的調査研究については、着実な成果を上げているものの、外部評価を受けた分野が少ない。 知的財産基盤の整備については、外部評価においても高い評価。 課題選定方法の改善に評価を反映した際は、その内容を記述することについて検討。
環境情報の収集・整理・提供に関する業務	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 19年10月から運用を開始した「環境研究技術ポータルサイト」において、環境研究・環境技術に関する情報と併せて、公的機関等から発信されている環境情報や技術セミナー等のシンポジウム・イベント情報を提供。 国内外の環境研究・技術ニュースを日々更新するとともに、環境技術レポートの掲載、環境データベースの更新等を実施。 「環境GIS」の既存コンテンツの運用。「東アジアの広域大気汚染マップ」及び「大気汚染予測システム」の一般公開を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究・技術関係の情報に関するホームページの利用件数が2.3倍に増大するという大きな成果を上げている。 環境技術ポータルサイトの利用件数が8割増という当初予定を大幅に上回る成果を得たことは高く評価。 環境に関する総合的な情報の提供については、新規コンテンツの追加・修正、プレスリリース等に努めるなどにより、昨年度並みの成果は上げたものの、目標の利用件数の1割増は未達成。
研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> プレスリリース(40件)、テレビ等の報道・出演(82件)、新聞報道(549件)。 3件の発明を職務発明に認定し、特許出願手続中。20年度末現在、国内及び国外特許40件、意匠権3件、商標権1件を登録。 公開シンポジウムを2か所で開催(参加者は、合計958名)したほか、一般公開の来訪者は延べ5,046名(2日間)、視察者・見学者の受入れは、国内1,752名(92件)、海外372名(42件)。 465件の審議会等に延べ656名が参画。 	<ul style="list-style-type: none"> プレスリリース等の実績が大幅に増大しており、研究成果の発信、社会貢献に優れた成果を上げたものと評価。 産学官交流など他機関との連携が適切に推進され、研究成果の活用が図られている。 公開シンポジウムや研究所の一般公開など、国民への普及・啓発活動に努力しており、適切な取り組みがなされている。 各種審議会、その他の検討会等へ積極的な参画が進められており、環境政策への寄与について成果を上げている。
戦略的かつ機動的な組織の編成	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 4つの重点研究プログラムについては、担当する組織に研究者を重点的に配置。 コンプライアンスに関しては、不正行為に対する必要な措置に関する規程を定め、イントラネット等において周知徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織内の周知徹底も含め、コンプライアンスを図るための体制の維持・充実が図られており、確実な運用がなされている。
人材の効率的な活用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究系契約職員等の20年度末の人員は195名。特別客員研究員13名、客員研究員272名を委嘱・招へいするとともに、共同研究員80人、研究生105人を受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究を推進する人材の効率的な活用が図られている一方で、高度技能専門員等の処遇や、共同研究者の評価等について、考え方を整理する必要がある。
財務の効率化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は、2,278百万円で、17年度決算額比3%以上の削減達成。 受託収入等自己収入は、3,641百万円(対前年度比70百万円減)を確保。 随意契約を行う場合は、所内に設置された契約審査委員会を適宜開催(20年度は、24回開催し、134件を審査)し、随意契約の可否を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度の見直し、会計事務能力の向上等においても成果を上げているが、受託収入については減少しており、さらなる努力が求められる。
効率的な施設運用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設を他機関との共同研究に30件中19件で利用。 研究施設スペース(914㎡)の利用再配分を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設の効率的な利用や、スペース再配分等を図っており、効率的な施設運用に努めているものと評価できる。
業務における環境配慮	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度のCO2排出量については、対13年度比・総排出量では24.4%の削減。 廃棄物の排出抑制・減量化については、廃棄物等の全量に対16年度比で30%の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2削減、省エネ、廃棄物削減等に着実に取り組んで成果を上げており、適切な環境配慮がなされている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:湊 亮策)
目的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。6 1～5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:佐野 角夫)
ホームページ	法人: http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	A	
(1)組織運営の効率化	A	A	A	B	B	B	
(2)業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)経費の効率化・削減	A	A	A	B	A	A	
(4)業務における環境配慮	B	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)公害健康被害補償及び予防業務	A	A	A	A	A	A	
(2)地球環境基金業務	B	A	A	A	A	A	
(3)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	A	A	B	B	B	
(4)維持管理積立金の管理業務	A	A	A	B	B	B	
(5)石綿健康被害救済業務		a×1 b×1	A	A	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況					A	A	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	
(3)短期借入金限度額	-	A	A	A	A	A	
(4)保有資産の見直し					-	-	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)役職員の給与水準等					B	B	
(3)その他	A	A	A	-	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.11)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度においては、中期計画に沿って、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制機能の強化を目的に監査室を設置。コンプライアンスの推進等を図るための委員会を設置。 年度計画どおり、6名の削減を含め、人員配置の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画どおり6名の職員の削減を行うなど、効果的な組織運営に努めた。また、内部統制機能の強化を目的とした、監査室やコンプライアンス推進委員会を設置したことは評価できる。
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画、年度計画の進捗状況等業務運営全般について理事会での自己点検・自己評価を行い、課題を明確化し、業務運営の改善に取り組んだ。 外部専門家等による委員会を2回開催し、各業務の達成状況等について報告するとともに 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の自己点検・自己評価の実施結果と「機構業務点検・助言委員会」の助言・提言を業務運営に反映した。随意契約の見直しについては、随意契約見直し計画の達成に向けた取組の推進による競争性のある契約が増加したことや、契約に係る情報公開、監事による監

経費の効率化・削減	1(3)	<p>専門的、客観的立場から助言・提言を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、業務の効率化等に努め、計画を上回る削減(15年度比39.2%削減)を実施。 石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、平成18年度比で45.6%削減。 運営費交付金を充当する事業費は、各勘定とも目標を上回る削減となった。 	<p>査について適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費は、競争性のある契約の推進による調達コストの削減効果等により、いずれも計画目標を上回る実績を上げている。前年度の実績より増加している経費を含め、その増減内容を明らかにしていることは評価できる。 これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮し、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、引き続き推進されることを期待するとともに、実績報告書に記載されている数値が財務諸表と照合できるようにする必要がある。
公害健康被害補償及び予防業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金 徴収率:100.49%(15年度:100.36%)。 収納率:99.99%(15年度:99.99%)。 申告・納付説明会の開催:103会場。 申告督促による徴収:58事業所。 商工会議所への業務委託:156会議所。 賦課金専用HPへのアクセス数:34千件(前年度比123%)。 事務処理日数:163日(15年度:219日)。 公害健康被害予防事業は、地域住民の健康確保に直接つながる事業に重点化。 予防事業に係るサイトのアクセス数:110千件(15年度75千件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付義務者への効果的な説明会を開催、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。 納付システムの改修やオンライン申請の本格稼働など、効率的な業務の推進に努め、事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を過年度において既に達成しているが、引き続きこれを維持することができた。 公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ可能な限り有利な運用を行い、あわせて、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を受け入れ、収入の安定化を図るとともに、助成事業の重点化・効率化が適切に推進されている。また、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容に反映させるなどの事業の改善が進められている。
地球環境基金業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度助成金交付要望募集要領にも「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間を限度」とする旨を明記。 助成金支給に係る処理期間を27.03日に短縮(15年度:31.24日)。 助成事業:205件採択(HPで公表)。 19年度の事後評価結果をHPで公表、国内7団体・海外2団体を選定し、事後評価を実施。 調査事業については、国の政策目標や民間団体等のニーズに沿って環境NGO総覧作成調査を実施。 研修事業については、ニーズ把握・評価のためのアンケートを実施、有効回答者の70%以上が有意義であったと評価。 寄附金受入額:76,598千円。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の継続年数について、3年を限度とすることにより事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会において、平成19年度の事後評価結果をとりまとめ、評価対象団体に伝えるとともにホームページで公表し、平成20年度の事後評価を適切に実施し、平成20年度募集から過去に地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したことは評価できる。 重点施策等国の政策目標に沿った調査研究事業の重点化が図られ、環境保全に関する事業を廃止している。研修事業については、研修ニーズの把握に努め、一部講座の廃止や、研修講座の内容に反映させるなど質の向上を図り、アンケート調査の結果において高い評価を得ている。
維持管理積立金の管理業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理積立金の利息に関する規程及び維持管理積立金管理細則を改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金の適正な管理を行うとともに、運用利息額等の通知をこれまで同様に実行。
石綿健康被害救済業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> HPに申請手続、記載事例等を更新・掲載。 審査件数:2,711件(19年度に受付審査中だった628件、新資料の提出による再審査9件を含む)、認定等決定:1,693件(うち認定1,201件)。 救済給付の支給額:約2,927百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報実施計画を策定して多種多様な媒体を活用することにより、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施し、適切な成果を上げた評価できる。 制度への理解を深めるために、HPの充実を図るとともに、申告書に関する手引きとパンフレットを作成し、申告書、納付書に同封した等、制度の周知に努めた評価できる。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒償却:約12.7億円(前年度約7億円。) 返済懲憑・法的処理・債権分割による債権回収:約54億円(前年度:約65億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権の回収額が年度計画を大きく上回って回収できた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の公害健康被害補償予防業務勘定においては、昨年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「本法人に対し、会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、平成20年度の業務実績評価においては、会計処理方法についての「省令に基づき相手先が確定していない賦課金を収益計上してきていることを考慮すると、これを時効の概念により貸倒償却することは困難」との業務実績報告書の記述や、「環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理することはできない」との評価結果の記述が見られるものの、法人がいかなる検証を行ったのかという事実を基に貴委員会が評価したのかは明確になっていない。

今後の評価に当たっては、法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである。